

令和7年度新庄市保育料徴収基準額表(予定)

(課税状況については、8月までは前年度分、9月からは現年度分で判定)

単位:円

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保育料月額 (同時入所の場合の2人目の金額)				
階層 区分	階層区分定義	3歳未満児 (0~2歳児クラス)		3歳以上児 (年少~年長クラス)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	市町村民税額均等割のみ世帯	7,400円 (3,700円)	7,250円 (3,625円)	0	0	
D	市町村民税額所得割課税世帯	48,600円未満	8,300円 (4,150円)	8,150円 (4,075円)	0	0
E		48,600円以上 57,700円未満	9,650円 (4,825円)	9,450円 (4,725円)	0	0
F		57,700円以上 72,800円未満	9,650円 (4,825円)	9,450円 (4,725円)	0	0
G		72,800円以上 77,101円未満	9,850円 (4,925円)	9,650円 (4,825円)	0	0
H		77,101円以上 97,000円未満	9,850円 (4,925円)	9,650円 (4,825円)	0	0
I		97,000円以上 133,000円未満	26,500円 (13,250円)	26,000円 (13,000円)	0	0
J		133,000円以上 169,000円未満	38,200円 (19,100円)	37,500円 (18,750円)	0	0
K		169,000円以上 235,000円未満	47,600円 (23,800円)	46,700円 (23,350円)	0	0
L		235,000円以上 301,000円未満	55,700円 (27,850円)	54,700円 (27,350円)	0	0
M		301,000円以上 349,000円未満	61,200円 (30,600円)	60,100円 (30,050円)	0	0
N	349,000円以上	62,200円 (31,100円)	61,100円 (30,550円)	0	0	

【多子世帯への支援について】

お子さんが同時に保育施設(児童センター・認可外保育施設除く)に入所・入園している場合は第2子半額、第3子以降は無料になります。


※C~E階層の世帯(母子・父子世帯や在宅障害者等のいる世帯はC~G階層の世帯)については、同時入所・入園にかかわらず、保護者が養育している子の出生順で何人目となるかを判定します。

新庄市では、保護者が養育している子の出生順により第2子半額、第3子以降は無料としております。

ただし、認定こども園および小規模保育事業所については、施設が保育料を徴収することとなっているため、保育料の決定額は上記表に記載された額となりますが、施設が申請することで、第2子半額、第3子以降無料の支援を受けることができます。保育料の取り扱いについては入所施設にお問い合わせください。

【ひとり親世帯等の支援について】

母子・父子世帯や在宅障害者等のいる世帯の第1子については、C~G階層は定額(3号認定・標 3,350円、短 3,250円)となり、第2子以降については、C~G階層は無料となります。

裏面もチェック! 

保育料徴収額の確認方法

保育料を決定する際の市民税所得割額は、以下の通知書で目安の額を確認することができます。

お子さんの父母の市民税所得割額の合算により区分を判定します。※父母の収入等の状況により、同居の祖父母等も合算する場合があります。



■会社員等（市民税が給与天引きの方）

通知名：「給与取得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書」

通知は、勤務先から配布されます。配布時期は、勤務先にご確認ください。課税する市町村によって様式が異なります。

新庄市の帳票サンプルです

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書				納付額	
給与収入 給付金調整控除後 その他の所得計	主たる給与以外 の合算所得区分	総所得金額①	総所得③	税額控除前所得割額④	6月分
雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (摘要)	障・寡・ひ・勤 配 偶 者 扶 養 者 基 礎 養 老 給 付 金 所得控除合計②	住宅借入金等特別控除額 寄附金税額控除額	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 先物取引	税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 森林環境税額⑧ 特別徴収税額⑨ 控除不足税額⑩ 既充当・既納前付額⑪ 差引前付額⑩-⑧-⑨-⑪ 変更前税額⑬ 増徴額(⑨-⑬)	7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分

※「住宅借入金等特別控除額」、「寄附金税額控除額」と「市民税所得割額⑥」を合計した額が目安です。配当控除等は適用に記載されないため、市で確認いたします。

■自営業者等（市民税を個人納付している方）

通知名：「令和●年度 市民税・県民税・森林環境税 課税明細書」

通知は、1月1日現在の住所地から送付されています。送付時期は該当住所地にご確認ください。課税する市町村により通知名や様式は異なります。

新庄市の帳票サンプルです

令和●年度 市民税・県民税・森林環境税 課税明細書				行政区コード	世帯コード	基本コード
営業等 農業 不動産 利子 配当 (収入) 所得(所得金額調整控除後) (収入) 所得 業務その他雑 総合譲渡 一時 総合所得金額	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 障害者・寡婦・ひとり暮らし・勤労者 配偶者特別 扶養 基礎 合計	住宅借入金等特別控除額 寄附金税額控除額	通知書番号	市民税	県民税	
総合所得金額 繰越損失 総合所得金額等	所得控除 配当控除 寄附金税額控除 所得割 均等割	森林環境税額 年税額 減免額・免除額	税額控除前所得割 調整控除 配当控除 住宅借入金等特別控除額 寄附金税額控除 所得割 均等割	給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 普通徴収の方法によって徴収する額の合計額 所得控除不足配当額・株式等課税所得額控除額		

※「配当控除」、「住宅借入金等特別控除」、「寄附金税額控除」と「所得割」を合計した額が目安です。